

奈良県の環境にやさしい農業シンボルマーク表示制度運用規程

第1 目的

有機農産物を始め、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第4条第1項の認定を受けている農業者及び環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第2条第4項第1号に掲げる環境負荷低減事業活動について同法第19条の認定を受けている農業者（以下、エコファーマー等という）が生産する農産物の生産・消費拡大を図るため、知事と協働協定書を締結して生産・販売の拡大に取り組む農業生産組織及び農業生産事業を行う法人（以下、法人）に限り使用できる「奈良県の環境にやさしい農業シンボルマーク」（以下、シンボルマーク）を設定し、その運用について規定する。

また、シンボルマーク表示農業生産組織・法人の農産物を消費者に供給するレストランや販売店等が、県産有機農産物やエコファーマー等が生産する農産物の提供及び消費拡大を図るため、店頭やメニュー等の表示にシンボルマークを使用する際の運用について規定する。

第2 シンボルマークの設定

シンボルマークとして、下記の3種類を設定する。なお、各シンボルマークの使用にあたっては、奈良県の環境にやさしい農業シンボルマーク取扱要領を遵守すること。

1. 奈良県認定有機農産物マーク
2. 奈良県認定エコファーマーマーク
3. 奈良県認定農産物提供店マーク

第3 シンボルマークの使用要件及び事務手続

1. 奈良県認定有機農産物マーク

(1) マークを使用できる者は、県内に住所及び農地を有し、以下①及び②の要件を満たす農業生産組織又は法人とする。

①農業生産組織の場合は、県内に住所及び農地を有する農家3戸以上で構成されていること。また、代表者の定めがあり、組織の運営に関する規約を有すること。法人の場合は、家計を別にする農業に従事する3名以上の役員又は農業に従事する常時雇用の従業員がいること。

②JAS有機認証を受けていること。

(2) マークの使用認定を受けようとする者は、使用申請書（様式1）に下記の書類を添付し、知事に提出する。なお、申請時に知事との間に「奈良県有機野菜等の推進に係る協働協定書」（以下、協働協定書）（様式2）を締結していない場合は、申請書の提出とあわせて協働協定書を締結する。

・使用申請書添付書類

- ①JAS有機認定書の写し（当該年度の認定及び認定ほ場が確認できるもの）
- ②JAS有機登録認定機関に提出された前年度の生産行程管理記録、生産計

画の写し（又は、様式9・10の内容が確認できる書類）

③農業生産組織の場合：規約及び構成員名簿

法人の場合：定款及び役員・常時雇用従業員名簿

(3) 知事は、申請書の内容について審査を行い、適切と認められる場合には、認定証（様式3）を交付し、認定番号を付与する。また、認定を行った農業生産組織・法人の名称、生産者名、栽培ほ場、生産情報等について、県ホームページにおいて公表を行う。

(4) マークの使用認定を受けた者（以下、認定者）は、JAS有機認証マークを付した農産物に対して、マークを使用することができる。また、PRを目的としたチラシ、名刺、ホームページ等の広報媒体においても使用することができる。

(5) 認定者は、使用申請書および添付書類の内容に変更が生じた時には、速やかに知事に変更承認申請書（様式4）を提出する。ただし、生産計画については、化学肥料の施用量の合計又は化学合成農薬の成分回数の合計が当初計画を上回る変更を行う場合のみ、変更承認申請書を提出するものとする。

知事は、変更承認申請の内容が適切と認められる場合には、変更承認通知書（様式5）を通知するとともに、県ホームページにおいて公表を行う。

また、認定者は、マークの使用を中止する際には、様式4により認定証を添えて届出を行うこととし、知事は使用の中止について県ホームページにおいて公表を行う。

(6) 認定者は、毎年6月末日までに使用報告書（様式6）を知事に提出する。また、継続してマークの使用を申請する場合は、使用報告書提出時に継続使用申請書（様式7）に下記の書類を添付し、知事に提出する。

・継続使用申請書添付書類

① JAS有機認定書の写し（当該年度の認定及び認定ほ場が確認できるもの）

② JAS有機登録認定機関に提出された生産行程管理記録、生産計画の写し（又は、様式9・10の内容が確認できる書類）

(7) 知事は、使用報告書及び継続使用申請書の内容について審査を行い、適切と認められる場合には、継続してマークの使用を認める。

使用報告書及び継続使用申請書の内容が適切でない場合、又は6月末日までに使用報告書及び継続使用申請書の提出がない場合は、認定取消通知書（様式8）を通知するとともに、県ホームページにおいてその旨公表を行う。認定取消通知書の通知を受けた者は、認定証を返却すると共に直ちにマークの使用を中止する。

2. 奈良県認定エコファーマーマーク

(1) マークを使用できる者は、県内に住所及び農地を有し、以下①及び②の要件を満たす農業生産組織又は法人とする。

①農業生産組織の場合は、県内に住所及び農地を有する農家3戸以上で構成さ

れていること。また、代表者の定めがあり、組織の運営に関する規約を有すること。法人の場合は、家計を別にする農業に従事する3名以上の役員又は農業に従事する常時雇用の従業員がいること。

- ②現にグループを構成する農業経営者全員又は法人が持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第4条第1項に基づく持続性の高い農業生産方式導入計画の認定を受けている、又は環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第2条第4項第1号に掲げる環境負荷低減事業活動について同法第19条の認定を受けていること。かつ、当該認定者が3戸以上いること。

- (2) マークの使用認定を受けようとする者は、使用申請書(様式1)に下記の書類を添付し、知事に提出する。なお、申請時に知事との間に協働協定書(様式2)を締結していない場合は、申請書の提出とあわせて協働協定書を締結する。

・使用申請書添付書類

①前年度生産履歴(様式9)

②生産計画(様式10)

③農業生産組織の場合：規約及び構成員名簿

法人の場合：定款及び役員・常時雇用従業員名簿

- (3) 知事は、申請書の内容について審査を行い、前年度生産履歴において化学肥料及び化学合成農薬を奈良県持続農業導入指針の目標のめやすに従って使用量低減を実践しており、当該年度生産計画においても目標のめやすに従った低減に取り組む内容であると認められる場合は、適切と認め、認定証(様式3)を交付し、認定番号を付与する。また、認定を行った農業生産組織・法人の名称、生産者名、栽培ほ場、生産情報等について、県ホームページにおいて公表を行う。

- (4) 認定者は、生産計画に基づき、持続性の高い農業生産方式を導入し、化学肥料及び化学合成農薬を奈良県持続農業導入指針の目標のめやすにしたがって低減した農産物に対して、マークを使用することができる。当該農産物は、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第4条第1項に基づく持続性の高い農業生産方式導入計画の認定を受けている、又は環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第2条第4項第1号に掲げる環境負荷低減事業活動について同法第19条の認定を受けていること。また、PRを目的としたチラシ、名刺、ホームページ等の広報媒体においても使用することができる。

- (5) 認定者は、使用申請書および添付書類の内容に変更が生じた時には、速やかに知事に変更承認申請書(様式4)を提出する。ただし、生産計画については、化学肥料の施用量の合計又は化学合成農薬の成分回数の合計が当初計画を上回る変更を行う場合のみ、変更承認申請書を提出するものとする。

知事は、変更承認申請の内容が適切と認められる場合には、変更承認通知書(様式5)を通知するとともに、県ホームページにおいて公表を行う。

また、認定者は、マークの使用を中止する際には、様式4により認定証を添

えて届出を行うこととし、知事は使用の中止について県ホームページにおいて公表を行う。

(6) 認定者は、毎年6月末日までに使用報告書(様式6)に下記の書類を添付し、知事に提出する。また、継続してマークの使用を申請する場合は、使用報告書提出時に継続使用申請書(様式7)に下記の書類を添付し、知事に提出する。

- ・使用報告書添付書類 生産履歴(様式9)
- ・継続使用申請書添付書類 生産計画(様式10)

(7) 知事は、使用報告書及び継続使用申請書の内容について審査を行い、適切と認められる場合には、継続してマークの使用を認める。

使用報告書及び継続使用申請書の内容が適切でない場合、又は6月末日までに使用報告書及び継続使用申請書の提出がない場合は、認定取消通知書(様式8)を通知するとともに、県ホームページにおいてその旨公表を行う。認定取消通知書の通知を受けた者は、認定証を返却すると共に直ちにマークの使用を中止する。

3. 奈良県認定農産物提供店マーク

(1) マークを使用できる者は、知事と協働協定書(様式2)を締結した農業生産組織又は法人が生産する農産物を提供するレストラン等料理提供店又は農産物販売店等とする。

(2) マークの使用認定を受けようとする者は、使用申請書(様式11)を知事に提出する。なお、申請時に知事との間に「奈良県有機野菜等の推進に係る協働協定書(提供店)」(様式12)を締結していない場合は、申請書の提出とあわせて締結する。

(3) 知事は、申請書の内容について審査を行い、適切と認められる場合には、認定証(様式3)を交付し、認定番号を付与する。また、認定を行った提供店の取扱情報について、県ホームページにおいて公表を行う。

(4) 認定者は、使用申請書に記載したマーク使用計画に基づき、メニューおよび店頭POP、チラシ等の広報媒体に使用することができる。

(5) 認定者は、使用申請書および添付書類の内容に変更が生じた時には、速やかに知事に変更承認申請書(様式4)を提出する。知事は、変更承認申請の内容が適切と認められる場合には、変更承認通知書(様式5)を通知するとともに、県ホームページにおいて公表を行う。

また、認定者は、マークの使用を中止する際には、様式4により認定証を添えて届出を行うこととし、知事は使用の中止について県ホームページにおいて公表を行う。

(6) 認定者は、毎年6月末日までに使用報告書(様式13)を知事に提出する。また、継続してマークの使用を申請する場合は、使用報告書提出時に継続使用

申請書（様式14）を知事に提出する。

(7) 知事は、使用報告書及び継続使用申請書の内容について審査を行い、適切と認められる場合には、継続してマークの使用を認める。

使用報告書及び継続使用申請書の内容が適切でない場合、又は6月末日までに使用報告書及び継続使用申請書の提出がない場合は、認定取消通知書（様式8）を通知するとともに、県ホームページにおいてその旨公表を行う。認定取消通知書の通知を受けた者は、認定証を返却すると共に直ちにマークの使用を中止する。

第4 生産情報の開示

第3の1及び2の認定者は、消費者又は流通・販売業者等から生産情報の開示請求があった際には、生産履歴の情報を開示する。なお、情報を開示する生産履歴の内容は、次の通りとする。

1. 農作物及びその生産に関する情報（農作物名、品種名、栽培開始日、収穫開始・終了日）
2. 使用資材に関する情報（たい肥等有機質資材・肥料・農薬の各資材の資材の名称・使用量・使用時期、農薬の希釈倍率又は使用量・使用回数）
3. その他知事が必要と認めるもの

第5 現地調査等の実施

知事は、マークが適切に使用されているかを確認するため、認定者を対象として、抽出による現地調査及び農薬残留分析（第3の1及び2の認定者のみ）を行う。また、必要に応じて、使用者から資材購入伝票等の関係資料の提出を求めることができるものとする。

なお、現地調査等により、栽培方法等が申請内容と異なることが判明した場合は、マークの使用認定を取り消すものとする。

第6 不正使用への対応

1. 知事は、マークの使用認定を受けていない者が不正にマークを使用したことを確認したときは、表示を行った者に対しマークの使用中止を指導する。
2. 知事は、認定者が第3の規定に違反し、かつ不正にマークを使用したことを確認したときは、マークの使用中止を指導するとともに、悪質な場合はマークの使用認定を取り消すものとする。

附則 この規程は、平成23年8月31日から施行する。

附則 この規程は、平成24年4月16日から施行する。

附則 この規程は、平成24年10月2日から施行する。

附則 この規程は、平成25年5月20日から施行する。

附則 この規程は、平成25年12月6日から施行する。

附則 この規程は、令和3年6月3日から施行する。

附則 この規程は、令和5年6月1日から施行する。